

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国
との間の条約の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
三	条約の実施のための国内措置	二

一 概説

1 条約の成立経緯

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の要件の下で外国人受刑者の母国への移送を実施することが可能となっているが、ブラジル側は同条約に加入しない方針をとっており、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成・締結に向け、平成二十四年（二十二年）七月に交渉を開始した。交渉の結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十六年（二十四年）一月二十四日に東京において、日本側岸田外務大臣とブラジル側コヘーア・ド・ラーゴ駐日ブラジル大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、ブラジルにおいて刑に服している邦人等及び我が国において刑に服しているブラジル人を母国に移送するための手続等について定めたものであり、我が国がこの条約を締結することは、これらの者の更生及び社会復帰の促進に寄与することにつながるるとともに、刑事分野における二国間協力の発展に貢献するとの観点からも有意義であると認められる。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 「刑」、「刑を言い渡された者」、「判決」、「裁判国」及び「執行国」について定義を定める。（第一条）

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができるの一般原則を定める。（第二条）

3 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができることを定める。（第三条）

4 この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき裁判国から通知を受けるものとし、また、執行国からも通知を受けることができること、刑を言い渡された者が、自らの移送について裁判国に対して関心を表明した場合に

は、裁判国は、判決が確定した後できる限り速やかに、執行国にその旨を通報すること、並びに裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知することを定める。(第四条)

5 締約国間の連絡を円滑にするため、各締約国は、中央当局を指定し、我が国については、外務省、ブラジル連邦共和国については、法務省とすることについて定める。(第五条)

6 移送の要請及び回答は、中央当局により書面で通報される。我が国については、緊急の場合等には法務省が移送の要請等の発受を行うことについて定める。(第六条)

7 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律されること、並びに執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しないこと等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることを定める。(第十条)

8 裁判国のみが自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができることについて定める。(第十一条)

9 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担することを定める。(第十五条)

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。